様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年11月13日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ながせさんぎょうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 長瀬産業株式会社  （ふりがな）うえしま　ひろゆき  （法人の場合）代表者の氏名 上島　宏之  住所　〒550-8668  大阪府 大阪市西区 新町１丁目１番１７号  法人番号　4120001049021  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　中期経営計画ACE 2.0  ②　有価証券報告書 | | 公表日 | ①　2022年 5月10日  ②　2025年 6月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社HPにて公表  　https://www.nagase.co.jp/assetfiles/tekijikaiji/20210511-3.pdf  　8～9ページに記載、11ページに記載、15～16ページに記載  ②　当社HPにて公表  　https://www.nagase.co.jp/assetfiles/uploads/20250617\_IR\_01.pdf  　17ページに記載 | | 記載内容抜粋 | ①　8～9ページに記載  外部環境の認識として「技術革新」をあげており、デジタルマーケティングの進化やデジタルプラットフォーマーの出現により顧客とメーカー間の情報の格差が縮小することを将来予想される脅威として認識している。  11ページに記載  経営ビジョンとして「温もりある未来を創造するビジネスデザイナー」となることを「ありたい姿」として掲げ、強みである「広域なネットワーク」・「技術知見」・「課題解決力・人財」と「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の連携を価値提供のポイントとして捉えている。  15～16ページに記載  中期経営計画の基本方針として掲げている「ビジネスをデザインするNAGASEへ」を支えるビジネスモデルの方向性として「収益構造の変革」及び「企業風土の変革」をあげており、変革を支える機能のひとつとして「DXの更なる加速」を設定している。個別施策としては、「DXの更なる加速」としてデジタルマーケティングによる顧客基盤の拡大等をあげている。  ②　DXの更なる加速に関する2024年度の成果として、前年度に構築したデジタルマーケティング基盤は本格的な運用フェー ズへと移行し、各事業部門において顧客接点の拡大に広く活用されました。 特定顧客専用のデジタル展示会の開催や、マーケティングオートメーションツールを用いた定期的な情報配信により、 顧客ごとの閲覧状況を把握し、それに基づいた営業活動を行うことで、既存顧客との関係強化に加え、これまで接点のな かった新規顧客層へのアプローチにもつながっています。また、顧客ごとのアプローチ状況や案件進捗などの蓄積された 情報が、新たな事業機会の創出にも貢献しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2021年5月の当社取締役会にて承認され、2022年5月10日に一部内容を改訂  ②　2025年6月の当社取締役会にて承認されている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　中期経営計画ACE 2.0  ②　統合報告書2025  ③　2020年3月期決算説明会  ④　統合報告書2023 | | 公表日 | ①　2022年 5月10日  ②　2025年 9月 5日  ③　2020年 6月10日  ④　2023年12月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社HPにて公表  　https://www.nagase.co.jp/assetfiles/tekijikaiji/20210511-3.pdf  　16ページに記載  ②　当社HPにて公表  　https://www.nagase.co.jp/ir/library/pdf/annual/2025/nagase2025\_IR\_Full.pdf?ver4  　46ページに記載、95ページに記載  ③　当社HPにて公表  　https://www.nagase.co.jp/assetfiles/tekijikaiji/20200610-1.pdf  　後述の⑵①で記載  ④　当社HPにて公表  　https://www.nagase.co.jp/ir/library/pdf/annual/2023/nagase2023\_IR\_Full.pdf  　後述の⑵①で記載 | | 記載内容抜粋 | ①　変革を支える機能として、DXの活用を通じて既存の強みを更に強化することを掲げており、社会ニーズをより精緻にとらえた研究開発・ものづくりを実施するために独自のソリューション開発推進を行う等、具体的な戦略を明示している。  また、デジタルマーケティングや分析プラットフォームの構築等によってデータ活用を行う。  ②　46ページに記載  ものづくりのニーズが複雑化するなか、お客様への原料 提案のみにとどまらず、DX を活用したサービスモデルの 事業化を推進しています。例えば、化学品 AI 共同物流マッ チングサービスでは、複数企業間の物流を最適化し、物流 問題やGHG削減に貢献しています。また、「ミキシングコン シェルジュ™」サービスは、ものづくりに不可欠な液体の かくは ん 攪拌工程を可視化し、生産性向上や技術継承を支援して います。さらに、CASE 分野（※）に特化した原材料検索サー ビス「Chemical Search」の提供も開始しました。今後も、 ユニークな素材や技術、デジタル知見を融合し、化学業界の持続的な成長を支 えていきます。  95ページに記載  グループ製造業連携委員会では、各社が保有するノウ ハウを共有し、レベル向上のため相互に支援しています。 労働安全分科会では労働安全診断を、品質分科会では品 質管理技術向上の取組みを、環境分科会では環境対策を、 DX推進分科会ではデジタル製造技術の導入を、それぞれ 進めています。  取扱商品総合管理システムで、NAGASEグループが取り 扱う10万以上の商品・製品を含有成分レベルで判定し、 化学品管理を含む商品関連法令に対応、輸入品は国内 法令に対応したSDSを迅速に作成、SDS配付管理システム 「DocuValue」にて配付しています。  ③　後述の⑵①で記載  ④　後述の⑵①で記載 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2021年5月の当社取締役会にて承認され、2022年5月10日に一部内容を改訂  ②　代表取締役社長及び執行役員が出席する決算説明会にて公表された事項である。  ③　代表取締役社長及び執行役員が出席する決算説明会にて公表された事項である。  ④　ステークホルダーに向けた会社としてのオフィシャルの発行物である。また、統合報告書は社内稟議手続きとして管理担当取締役の決裁を得ている。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ③　2020年3月期決算説明会  　22ページに記載  ④　統合報告書2023  　46ページに記載 | | 記載内容抜粋 | ③　2020年にマテリアルズ・インフォマティクス（MI）やデジタルマーケティング等の展開を含めNAGASEグループ全体でのDX推進を主導することを目的にグローバルマーケティング室を新設した。  ④　人財育成プログラム 　NAGASEグループでは、業務全般でデジタル知識を身に付け、 使いこなせる人財を「DX 人財」、さらにデジタル知識を生かし ソリューション開発、新市場開拓を先導できる人財を「マーケター」 と定義し、２段階で人財を育成しています。 　私たちは、DX人財が全従業員の50％を超えることが、NAGASE グループのDX に不可欠だと考えています。e-ラーニングによる 知識の底上げを図りながら、まずは2025年度にマーケター100人、 2026 年度にDX 人財 50％超を目指します。  事業の枠を超えてマーケター同士が学び合える様に、2023 年 度からデジタルマーケティングに携わる全てのグループ従業員に 向けて、参加者主体の学びの場を立ち上げました。 マーケティング施策・活動の伴走型支援、関連ナレッジの共有 共創を提供するほか、マーケティングサイトのアクセス分析、SEO 対策、MAツールの運用といったテーマごとに、従業員自らが得た 情報を共有ポータルでシェアすることで、コミュニティ参加者全員 でデジタルスキルの向上を目指しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　中期経営計画ACE 2.0  　16ページに記載 | | 記載内容抜粋 | ①　DXの更なる加速として、デジタルマーケティングによる顧客基盤拡大、マテリアルズ・インフォマティクス（MI）・CRM・MAの開発推進、分析プラットフォームの構築等、ITシステム・デジタル技術活用環境の整備を明示している。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　中期経営計画ACE 2.0 | | 公表日 | ①　2022年 5月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社HPにて公表  　https://www.nagase.co.jp/assetfiles/tekijikaiji/20210511-3.pdf  　29ページに記載 | | 記載内容抜粋 | ①　「質の追求」を達成するための定量目標として重要業績指標（KPI）を定めている。施策として掲げている「DXの更なる加速」について、投下資本（費用含む）を指標として2020年から2025年にかけて累計100億円をKPIとしている。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 9月 5日 | | 発信方法 | ①　統合報告書2025  　当社HPにて公表  　https://www.nagase.co.jp/ir/library/pdf/annual/2025/nagase2025\_IR\_Full.pdf?ver4  　17ページ・31ページ | | 発信内容 | ①　17ページ  従業員が目利き力を駆使して日々現場で見つけるユニークネスの原石を、クラウド型のMAツール・CRMツールに蓄積させて情報化する仕組みも構築しました。新入社員も自分が面白いと感じた情報を率先して共有してくれています。情報が登録されると、私のもとに直接通知が届く設定になっているため、気になったものは入力した従業員に問い合わせています。「社長に届く」ことが、登録数の増加にもつながっているようです。  31ページ（リアルとDXのハイブリッドで、現場力をさらに強化）  クラウド型のMAツール・CRMツールを活用し、組織を越えた情報連携を進めています。事業部の垣根を越えて、意見や情報が横に繋がることで、マーケティングの質向上に留まらずNAGASEの独自性に磨きがかかると考えています。そのためにデジタルをどう活用するか、次期中期経営計画では、DXが大きなテーマとなります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2016年 7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ・当社では、情報セキュリティ基本方針と情報セキュリティガイドラインからなる情報セキュリティポリシーを制定し、情報セキュリティ体制の定義、システム利用者や管理者が遵守すべき事項や、維持、到達すべき情報セキュリティレベルを可視化し、サイバーセキュリティ対策も含めた情報セキュリティ強化に努めています。  ・当社では情報管理やITセキュリティに関する規程である「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティガイドライン」、行動指針である「情報セキュリティ確保のための行動マニュアル」を制定し、運用している。また、当社グループの連結子会社においても、同様の規程や運営要領の制定と遵守を義務付けている。  ・インシデント対応としては、セキュリティインシデント発生時に速やかに事態を収束させ、被害を最小限にするために、CSIRT体制を定めた「NAGASE CSIRT定義書」を制定している。直近でセキュリティ事案は発生していないが、問題発生時には「NAGASE CSIRT定義書」に従う運用としており、具体的には、ICT企画部が事務局を担う情報セキュリティ委員会の指示に基づき、被害を最小限にする為に外部機関及び内部関係者と連携し、技術的な観点から確認・調査・指示を行う。また、状況に応じ、リスクコンプライアンス委員会及び経営メンバーに報告し、対応方針を協議する体制をとる。  ・セキュリティに関する監査については、J-SOX対応上の監査及び、連結子会社を対象とした定期的な内部監査においてIT・情報セキュリティを監査項目の一つとしている。また、外部機関による脆弱性調査を行うことでリスクの明確化を図り、調査結果を今後のセキュリティ対策検討のための基礎材料としている。  IT・情報セキュリティ分野にかかわる監査の強化については、外部機関による調査・診断の継続も含め計画策定中である。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。